

西郷村国民健康保険に加入し、
新型コロナウイルス感染症により仕事を休んで療養されていた方へ

傷病手当金制度の支給対象かもしれません

新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり、仕事を休んだ方は、その療養期間中に支払われなかった給与に対して、傷病手当金が支給される可能性があります。

スタート

次のフローチャートにより、該当する可能性がある場合には、ご連絡ください。

令和2年1月1日から現在まで、
西郷村の国民健康保険に加入して
いる（加入していた期間がある）。

いいえ

対象外
加入している（いた）健康保険に
お問い合わせください。

はい

勤務先から給与の支払いを受けて
いる被用者である（被用者だった
期間がある）。

いいえ

対象外
傷病手当金は被用者の方が対象
です。

はい

感染、または発熱などの症状によ
り感染が疑われ、連続して3日間
仕事を休み、4日目以降も休んで
いる（休んでいた期間がある）。

いいえ

対象外
傷病手当金は連続した3日間の後
の4日目以降が対象です。

はい

4日目以降のお休みの期間に給与
等（有給休暇）の支払いを受けて
いない。

いいえ

原則対象外
給与の全額または一部の支払い
を受けている場合（有給休暇も
含む）は対象となりません。
ただし、支払いを受けた給与
の額が傷病手当金の額よりも少
ない場合、差額が支給されるこ
とがありますので、お問い合わせ
ください。

はい

傷病手当金の支給対象となる
可能性があります。
事前に国保年金係へ
ご連絡ください。

お問い合わせ
西郷村住民生活課国保年金係
：0248（25）1449